

アーバンディア対応マニュアル

ー市街地に出没したエゾシカへの対応ー

平成 24(2012)年 4 月

(平成 27 年 12 月一部改訂)

北 海 道

目 次

I アーバンディアと対応の基本

- 1 マニュアル策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 アーバンディア対応の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II アーバンディアへの具体的な現地対応

- 1 地域における体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 情報収集と共有化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 住民・対応者等の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 捕獲等方法の検討・決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 捕獲等に関する法的規制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
 - (2) 麻薬及び向精神薬取締法
 - (3) その他の関係法令

＜参考資料＞

- 1 動物の殺処分方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 地域住民等への普及啓発事項（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 過去の主なアーバンディアの捕獲等事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 エゾシカの捕獲等におけるポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 実際の捕獲等に役立つ機資材等（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 捕獲等のために確保が望ましい人材（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 7 関係法令＜抜粋＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 8 参考図書・文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 当該マニュアルにおける用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

I アーバンディアと対応の基本

1 マニュアル策定の目的

近年、エゾシカの生息数の増加や生息域の拡大に伴い、農林業や自然生態系等への被害が深刻化するとともに、交通量や人口が多い市街地にも出没するようになり、地域住民の日常生活にも影響を及ぼしている。

本来の生息適地でない市街地に出没するエゾシカ、いわゆる「アーバンディア」（巻末：語句の定義）の全道的な発生状況については調査されていないが、近年、石狩管内では、年間に 150 件前後のエゾシカの市街地等への出没が見られる（表 1）。

＜表 1：石狩管内における市街地及び周辺におけるエゾシカの出没等の状況＞

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交通事故	73 件	112 件	114 件	112 件
迷い込み	51 件	37 件	25 件	33 件
そ の 他	6 件	10 件	1 件	19 件
計	130 件	159 件	140 件	164 件

※石狩振興局調べ（郊外での事故等を含む。）

アーバンディアを生じさせないためには、日頃から地域においてエゾシカの痕跡や目撃の情報、交通事故の発生状況等の把握に努め、増加の予兆があれば有害駆除等による積極的な捕獲が必要であり、また、生活エリアにシカが出現した場合には、地域住民の安全を図るため、迅速で適切な対応が必要である。

このマニュアルは、アーバンディアが発生した場合において、市町村を中心とした地域の関係機関・団体等の対応方法や役割分担等を取りまとめ、安全かつ迅速な処理を目指すために策定するものである。

2 アーバンディア対応の考え方

アーバンディアの対応は、監視と追跡（可能な場合は生息場所への誘導）を基本とし、捕獲は交通事故の発生や人への被害が考えられる場合、経済的な損失が予想される場合に実施するものとする。ただし、捕獲する際は、住民や関係者の安全確保を最優先に、被害や事故が拡大しないよう適切かつ効率的な方法による実施が必要である。

また、捕獲個体は、生息数を抑制するため、可能な限り殺処分することが望ましいが、その場合は、苦痛を与えないよう配慮しなければならない（参考資料 1：動物の殺処分方法に関する指針）。

なお、具体的な対応に当たっては、次の 4 点に留意する必要がある。

【アーバンディア対応における留意事項】

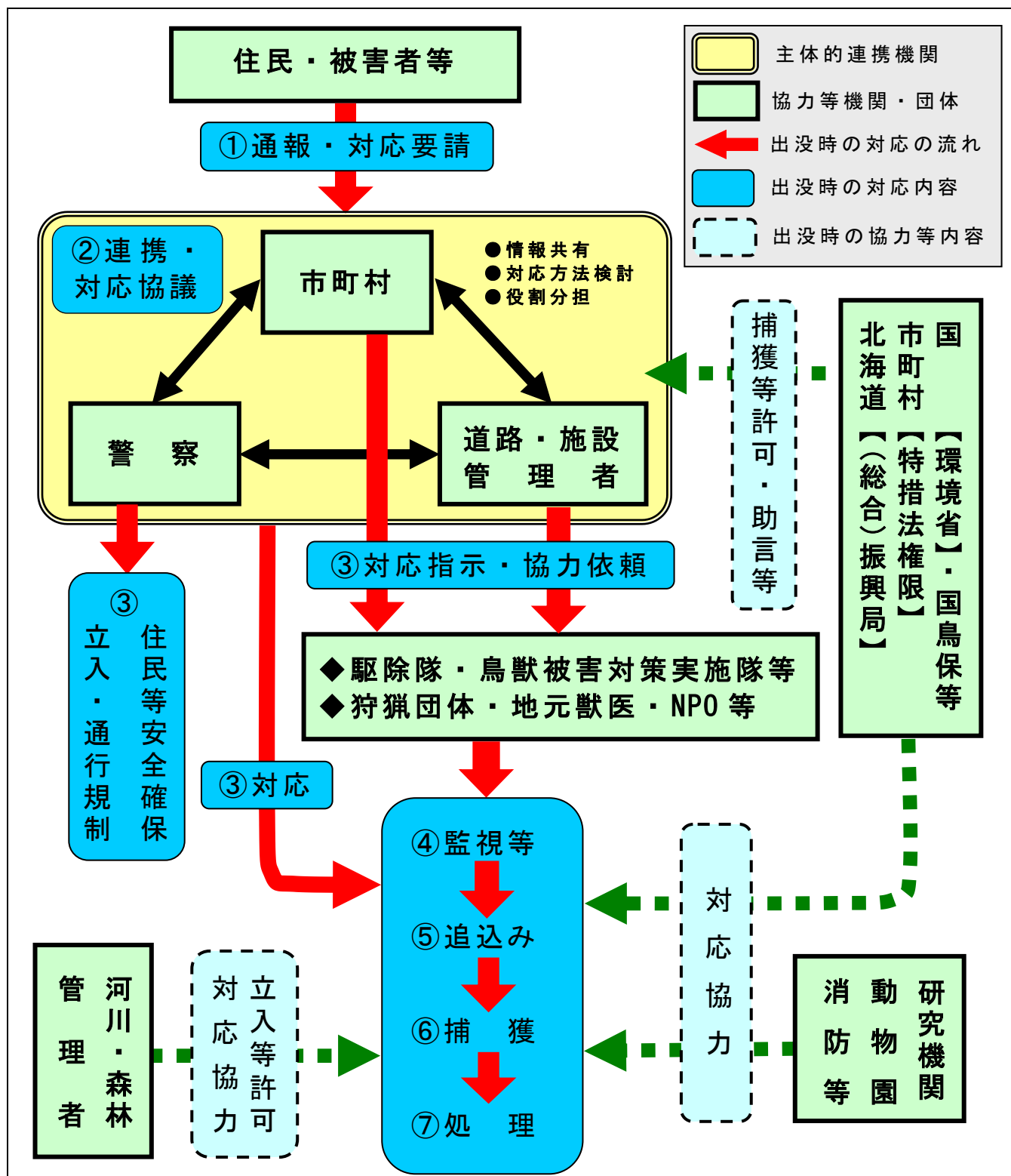
- ① 地域における体制整備
- ② 情報収集と共有化
- ③ 住民・対応者の安全確保
- ④ 適切かつ効率的な捕獲等

Ⅱ アーバンディアへの具体的な対応方法

1 地域における体制の整備

アーバンディア対応は、地域の関係機関や団体等が連絡調整を図り、必要な役割を分担することが重要である。このため、アーバンディアの発生に備えて、あらかじめ関係者による連携体制を整備し、役割を相互確認して円滑な対応ができるよう、日ごろから準備しておく必要がある（図1及び表2）。

<図1：連携体制・対応フロー（例）>



＜表 2：アーバンディア対応における役割（例）＞

役 割	内 容 等	関係機関等
統 括	対応判断	○捕獲等の実施・中止等の決定 市町村等
調 整	連絡調整 渉 外	○関係機関・団体等の把握・役割分担 ○捕獲等に必要の人員・機資材の手配 ○現場の地権者や施設管理者への協力依頼
	各 種 手 続 き	○施設等利用・規制のための手続き ○捕獲・麻酔薬の使用等の許可申請
	情報管理	○関係機関・団体等との情報集約・交換 ○報道機関・住民等の対応
情報収集	聞き取り 現地確認	○出没個体、周辺環境、事故等の状況 ○新たな事故・被害の発生・拡大の予測
	記 録	○時系列対応の状況、写真等の撮影
安全確保	避難誘導 立入規制	○地域住民、施設利用者等の避難 ○捕獲作業区域周辺の通行、利用等規制
	負傷者等 救 護	○救護体制の整備 ○負傷者応急措置、病院への搬送
監 視 等	監視・追跡	○出没個体の行動、状態の把握 ○移動経路、被害等の予測と事前対応
	囲 込 み 追 込 み	○出没個体の逸走防止 ○捕獲場所等への誘導
捕 獲 等	技術総括	○捕獲等方法、人員配置等の検討・決定 ○各人員への方法・役割等の説明・指示
	保 定	○捕獲用器具等による確保 ○移送時での事故防止のための保定
	麻 酔	○麻酔薬の管理・調製・投与 ○麻酔薬投与・不動個体の管理
捕獲個体 処 理	殺 処 分	○動物福祉に配慮した方法による殺処分
	死体処理	○各種法令に則した適切な処理
	放 獣	○放獣場所までの移送

2 情報収集と共有化

アーバンディアの発生時には、目撃者等からの聞き取りや現地確認等により詳細な情報（表 3）を把握して記録するとともに、関係者間で情報を共有することが必要である。

＜表 3：現状把握のために確認が必要な情報（例）＞

確認項目	確認事項	目 的
目撃日時・場所	□目撃場所・移動方向 □目撃場所付近の目印	○出没個体の搜索 ○移動経路の予測
目撃者・通報者	□氏名・住所・電話番号等	○出没状況等の聞き取り
出没個体の状況	□頭数・性別・幼成別・角の状態等 □負傷の有無・状態	○人員・資材手配の判断 ○捕獲の判断
事故被害の状況	□負傷者等の有無・状態 □施設等の損害の有無	○救護対応の判断 ○立入・利用規制等の判断
周辺環境の状況	□山林・河川等までの距離・ルート □幹線道路、学校等の有無	○誘導経路の検討 ○捕獲の判断
対 応 状 況	□負傷者等の救護状況 □捕獲等の実施状況	○効率的な対応調整 ○人員手配等の重複回避

3 住民・対応者等の安全確保

アーバンディアの発生時において、不要な騒ぎや軽率な行動は人身事故等の発生につながるため、日頃からエゾシカに関する正しい情報や知識（参考資料2）について、地域住民や関係機関等へ普及啓発に努めることが必要である。

また、事故等を防止するため、警察や施設管理者等と連携して周辺の通行や施設利用の規制等を図るとともに、対応者自らも安全確保に努めることが重要である（表4）。

さらに、万が一に備え、負傷者の救護体制の整備を図っておくことも必要である。

＜表4：捕獲作業区域・追込み経路周辺における安全確保対策（例）＞

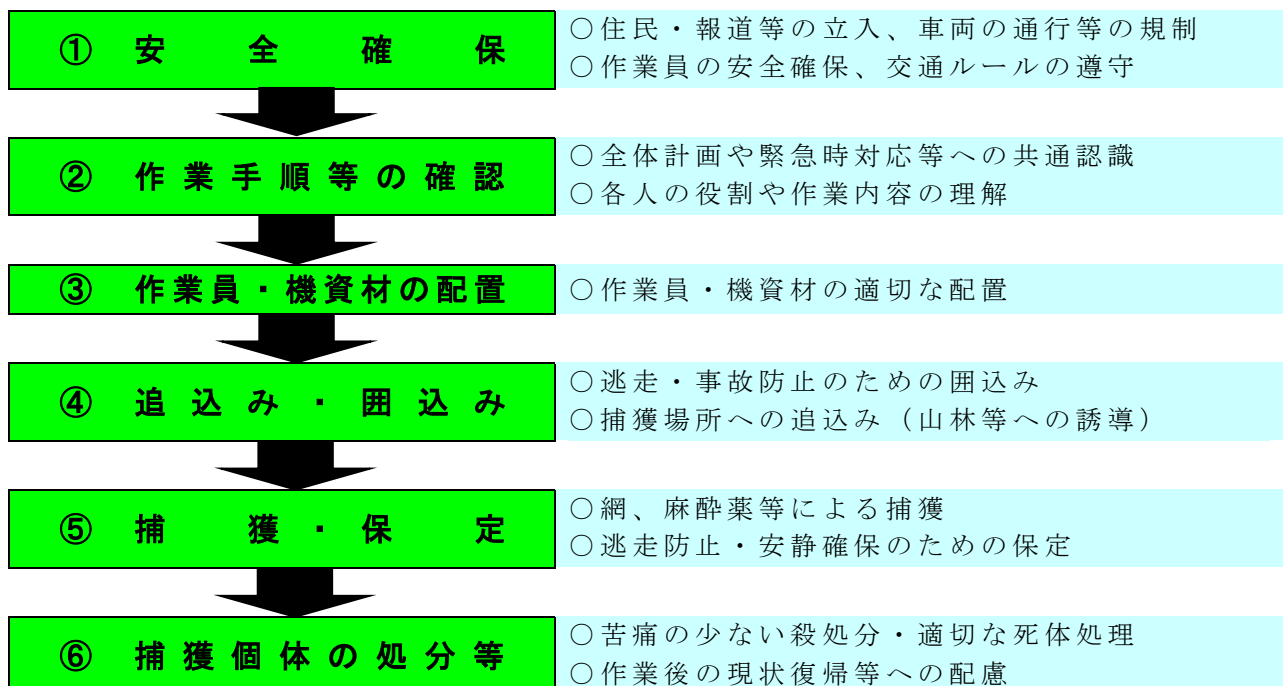
対 象	安全対策	内 容
住 民	自 己 防 衛	○外出・通行等の自粛 ○住居・施設等の戸締り等
	施 設 利 用 規 制	○侵入等施設の利用制限 ○利用者の退避・誘導
	立 入 等 規 制	○接近・威嚇等の防止 ○立入制限ラインの設定
交 通	通 行 等 規 制	○車両・人等の通行制限 ○駐車車両の移動
報 道	取 材 協 力	○接近等の防止 ○取材制限ラインの設定
対 応 者	計 画 的 対 応	○無計画な捕獲等の自粛 ○安全装備の確保
	自 己 防 衛	○個人行動の自粛 ○安全装備の装着 ○交通ルールへの遵守

4 捕獲等方法の検討・決定

捕獲を実施する場合は、シカの状態や周辺環境の状況に応じて、安全かつ効率的な方法でなければならない。これまでの対応事例や調査研究等でのポイント（参考資料3～6）を参考にして適切な方法を検討し、機資材や人材の確保に努める必要がある。また、薬物の投与が必要な場合もあるため、地元獣医等の助言を得ておくことも必要である。

なお、どのような捕獲方法であっても必要な手順があり（図2）、これを軸として状況に応じた方法を組み立てることが基本となる。

＜図2：捕獲等の基本的手順＞



5 捕獲等に関する法的規制等

野生鳥獣の捕獲は、各種法令によって様々に規制されている（参考資料7）。捕獲等の主体となる市町村等は、事前にこれらの規制等を十分に理解しておくことが重要である。

なお、あらかじめ予測できない事態が発生した時には、緊急避難的に関係機関が協議を行い、事故等の防止のために対応せざるを得ない場合があることも想定される。

（1）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

エゾシカの捕獲には、事前に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）」に基づく「鳥獣捕獲許可」が必要である（表5）。

また、捕獲の際に麻酔薬を使用する場合は、「危険猟法許可」も必要である（表6）。

なお、麻酔銃を含む銃器については、夜間や住宅地・広場等で、又は建物等に向けての発砲が禁止されており、一定の条件を満たさなければ市街地では使用できない。

＜表5：市街地等におけるエゾシカの捕獲許可の取扱い（銃器を除く）＞

時 期	捕獲方法	場 所	許 可	備 考
狩 猟 期間外	全ての方法	全 域	要	
狩 猟 期 間	手 捕 り ・ ロ ー プ 等 （非法定猟法）	捕獲禁止区域	要	柵等で囲まれた住宅敷地内では不要
		そ の 他	不要	非法定猟法であるため
	網 ・ わ な （法定猟法）	捕獲禁止区域	要	柵等で囲まれた住宅敷地内では不要
		そ の 他	不要	狩猟登録者が使用する場合、又は柵等で囲まれた住宅敷地内の場合
	麻 酔 薬 （吹き矢等）	全 域	要	非法定猟法であるが、危険猟法の許可を得るために必要
申 請 窓 口	鳥獣被害防止特措法により許可権限が委譲されている市町村内の場合		該 当 市 町 村	
	その他の地域の場合		該当地域所管の道（総合）振興局	

＜表6：麻酔薬の使用に係る危険猟法許可の取扱い＞

許可対象	「毒物及び劇物取締法」・「薬事法」に基づく毒物・劇物※	
申請窓口	ケタミン、キシラジン、メデトミジン	道（総合）振興局
	上記以外のもの	環 境 省

※麻酔銃の場合、1発射当り施用量が一定以下の場合は許可不要

（2）麻薬及び向精神薬取締法

麻酔薬のうちケタミンについては、「麻薬及び向精神薬取締法」に基づく「麻薬」に指定されているため、野生動物の捕獲等に使用する場合は、鳥獣保護管理法に基づく危険猟法許可の要否を問わず、当該法に基づく「麻薬研究者免許」が必要である。

なお、麻薬研究者免許の申請窓口は、道立又は市立（札幌市・旭川市・小樽市・函館市）の保健所となっている。

（3）その他の関係法令

警察や道路管理者等は、関係法令に基づき、人命への危害又は交通の危険等の防止のため、必要な避難措置や交通規制等を行うことができる。アーバンディアが発生した場合には、住民等の安全確保や作業上の事故防止等のため、これらの措置が円滑に図られるよう事前に窓口となる連絡先等について、調整しておくことが必要である。

< 参考資料 >

1 動物の殺処分方法に関する指針

最終改正 平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 105 号

第 1 一般原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対 象 動 物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 4 項各号に掲げる動物
- (2) 殺 処 分 動 物 対象動物で殺処分されるものをいう。
- (3) 殺 処 分 殺処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦 痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管 理 者 殺処分動物の保管及び殺処分を行う施設並びに殺処分動物を管理する者をいう。
- (6) 殺処分実施者 殺処分動物の殺処分に係る者をいう。

第 3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第 4 補則

- 1 （省略）
- 2 対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

2 地域住民等への普及啓発事項（例）

項 目		内 容
エゾシカ の特徴	習 性 的 特 徴	○群れで移動し、一列に連なって歩くことが多い。 ○驚くと立ち止まり、逃げないことがある。 ○追い詰められると予測できない行動をする。
	身 体 的 特 徴	○オスの角は、春は比較的柔らかいが、夏以降は硬く鋭くなる。 ○夜間にはライトの光が反射して目が光る。 ○舗装道路では蹄が滑るため、うまく走ることができない。
出 没 場 所 ・ 事 故 等 の 状 況	出 没 環 境 ・ 時 間	○緑地、防風林、河川等と道路との交差場所等に出没が多い。 ○薄暮の時間に出没することが多い。
	出 没 ・ 交 通 事 故 状 況	■事故の件数、特徴、原因等 ■出沒・事故多発場所：ハザードマップ等
目 撃 した 時 の 対 応	道 路 上 での 注 意 事 項	○姿や光る目を見たら、後続車に注意して必ず減速する。 ○舗装道路では思った以上に動きが鈍く、転倒することもある。 ○連続して飛び出てくること、一度通り過ぎても戻って来る ことがあるため、1 頭が通りすぎても油断しない。
	市 街 地 での 注 意 事 項	○第一に避難が原則。 ○不用意に接近しない、角があるオスジカには絶対近づかない。 ○脅かさない、犬などをけしかけたりしない。 ○安易に追いかけない、取り囲まない、追い詰めない。
緊 急 連 絡 先		■市町村担当窓口、道路管理者、警察署、消防署等

3 過去の主なアーバンディアの捕獲等事例

■捕獲できた事例～麻酔以外による方法

【事例1：小学校に出没した負傷ジカ】

捕獲等年月	平成26年6月	連絡時間	午前9時頃	対応時間	約1時間
出没場所（環境）	道東 A市（林と小学校の境界地）				
出没頭数、性別等	頭数	1頭	性別	メス	幼成
対応・協力機関等	振興局：2名・市：1名・学校関係者：1名				
出没個体の状況・対応の概要	・小学校に骨折したシカがいるので対応して欲しいとの連絡があり、振興局及び獣医師が現地確認を実施する。 ・シカは左後肢の基節部に骨折が見られ腫脹していた。				
捕獲の方法等	・横たわっており、近づいても逃げなかったためそのまま捕獲。				
捕獲個体の処置	・獣医師が予後不良と判断し、薬物を投与し殺処分 ・死体は、市町村が廃棄物として焼却処理				
使用機資材	麻酔薬（捕獲後の不動化及び殺処分前の意識喪失に使用）及び殺処分用薬物、注射器				
捕獲上の留意点	・特になし				
その他特記事項					



【事例2：住宅街に倒れ込んだ JR 事故の負傷個体】

捕獲等年月	平成24年3月	連絡時間	午後5時頃	対応時間	1時間
出没場所（環境）	道央 B市（道路や商店等が所在する住宅地の狹隘路地）				
出没頭数、性別等	頭数	1頭	性別	メス	幼成
対応・協力機関等	市：6名 警察：3～5名 猟友会：1名				
出没個体の状況・対応の概要	・警察から駅付近で電車と接触し、ケガをしたエゾシカが付近の住宅街に逃げ込んだ。無傷の子鹿も一緒にいるとの連絡が入る。 ・北海道猟友会員とともに現場に到着、負傷シカ及び子ジカを確認。 ・負傷個体を確保し、安楽死処分のため搬送。子ジカは林内へ移動。 ・18時頃死亡確認。				
捕獲の方法等	① 他の住宅地や道路へ逃げ出さないよう、通路となりそうな場所に人間やネットを配置 ② ロープをかけ個体を各保護ブルーシートで覆い、トラックで搬送。				
捕獲個体の処置	・大学の研究用献体として提供				
捕獲上の留意点	・捕獲時に周辺に飛散した血液の処理が必要				
使用機資材	ネット、ブルーシート、ロープ、小型トラック				
その他特記事項	・マスコミによる現場取材あり。				

【事例 3：消波ブロックに挟まったオスジカ】

捕獲等年月	平成 24 年 7 月	連絡時間	午前 9 時頃	対応時間	約 2 時間
出没場所（環境）	道南 C 市（漁港）				
出没頭数、性別等	頭数	1 頭	性別	オス	幼成 成獣
対応・協力機関等	振興局・市・警察				
出没個体の状況・対応の概要	・住民から道路を走っていたシカが乗用車の接近に驚き、防波堤の消波ブロックに挟まり身動きができなくなっているとの通報がある。 ・市職員が現場を確認、振興局へ電話協議。 ・近隣で工事を行っていた現場のクレーン付きトラックにより、エゾシカを救出（捕獲） ・付近の山に放獣（警察が現場付近で交通整理を実施し、安全を確保）				
捕獲の方法等	・クレーン付きトラックにより救出（捕獲）				
捕獲個体の処置	・放獣				
使用機資材	クレーン付きトラック				
捕獲上の留意点	・放獣の際の交通事故、住民への危害防止				
その他特記事項					

【事例 4：住宅街に迷い込んだエゾシカ】

捕獲等年月	平成 27 年 7 月	連絡時間	午前 10 時 30 分頃	対応時間	約 3 時間
出没場所（環境）	道南 D 市（住宅街を徘徊）				
出没頭数、性別等	頭数	1 頭	性別	オス	幼成 1～2 歳
対応・協力機関等	市：2 名 警察：8 名 猟友会：2 名				
出没個体の状況・対応の概要	・警察から住宅街を徘徊しているシカについての通報があり、猟友会とともに現地へ出動。 ・警察から袋小路に個体を追い詰めた連絡があり、全員現地に集合、網を利用して取り囲み、徐々に包囲を狭め捕獲。 ・手足を捕縛して輸送し、山林内で放獣。				
捕獲の方法等	① 個体を袋小路に追い詰め、職員等で逃げ出せないよう取り囲む ② 猟友会が持参した網により包囲を徐々に狭め捕獲。 ③ 手足を捕縛し捕獲 ④ 市内山林内で放獣				
使用機資材	ロープ、網				
捕獲上の留意点	・通行車両との衝突回避 ・住宅地への逃走防止				
その他特記事項	・外傷等がなかったため放獣				

■捕獲できた事例～麻酔薬による方法

【事例 5：グラウンドにエゾシカが迷い込んだ事例】

捕獲等年月	平成 24 年 12 月	連絡時間	午前 9 時 30 分頃	対応時間	4 時間 30 分
出没場所（環境）	道央 E 市（市街地のグラウンド）				
出没頭数、性別等	頭数	1 頭	性別	オス	幼成 成獣
対応・協力機関等	市：数名・警察：数名・NPO 法人（市委託）：数名				
出没個体の状況・対応の概要	・グラウンドでシカを目撃情報の連絡があり、現地確認を実施する。 ・グラウンド周囲は一部出入り口を除き、高いネットで囲まれている。 ・麻酔、捕獲後安全な場所で放獣。				
捕獲の方法等	・グラウンドの隅に追い込み、麻酔を使用して捕獲を実施。				
捕獲個体の処置	・麻酔後山林へ移送し、覚醒、放獣。				
使用機資材	麻酔薬				
捕獲上の留意点					
その他特記事項					



追い詰められたオスジカ



麻酔されたエゾシカ

【事例 6：住宅街にシカが迷い込んだ事例】

捕 獲 等 年 月	平成 24 年 10 月	連絡時間	午前 6 時頃	対応時間	約 4 時間	
出没場所（環境）	道央 F 市					
出没頭数、性別等	頭数	1 頭	性別	オス	幼成	成獣
対応・協力機関等	市・警察・NPO 法人(市委託)					
出没個体の状況・ 対応の概要	・市街地でシカを目撃情報の連絡あり。 ・市の委託業者が現場確認を実施 ・追い込み作業を実施し、ボウガンによる麻酔を実施、睡眠状態となったため、捕獲作業を実施。 ・他所へ移送し電気ショックにより安楽殺					
捕 獲 の 方 法 等	・追い込み、ボウガン及び吹き矢を用いて麻酔薬を投与、不動後に捕獲する。					
捕 獲 個 体 の 処 置	・電気ショックによる安楽殺					
使 用 機 資 材	吹き矢、ボウガン、麻酔薬、家畜電器屠殺器					
捕 獲 上 の 留 意 点						
そ の 他 特 記 事 項						

【事例 7：市街地に迷い込んだオスジカ】

捕 獲 等 年 月	平成 24 年 10 月	連絡時間	午前 5 時 30 分頃	対応時間	約 8 時間	
出没場所（環境）	道南 G 市（住宅街）					
出没頭数、性別等	頭数	1 頭	性別	オス	幼成	成獣
対応・協力機関等	振興局：2 名 市：1 名 警察：6 名 猟友会：2 名					
出没個体の状況・ 対応の概要	・警察に複数の目撃情報が寄せられる。 ・関係機関による監視、探索。 ・住民からの再度の通報によりエゾシカを現認 ・グラウンドに誘導し、フェンスに囲まれた場所に追い込んだところで、塀の上から投網を実施。 ・網に絡まり不動となったところ、足を縛り保定。 ・麻酔薬を投与し、沈静化し、車両に積み込み搬出。 ・覚醒を待ち山林内に放獣。					
捕 獲 の 方 法 等	① フェンスに囲まれたグラウンドに追い込み ② 塀の上から漁網を投げる ③ 網に絡まり不同となったところを捕獲 ④ 麻酔薬を投与し搬出。					
捕 獲 個 体 の 処 置	・山林内に放獣					
使 用 機 資 材	ロープ、漁網、サスマタ、麻酔薬注射器、麻酔薬					
捕 獲 上 の 留 意 点	・交通事故、通行人への危害の防止 ・捕獲対応者等の安全確保					
そ の 他 特 記 事 項	・現認時点で人に追われ、相当の興奮状態となっており、壁や塀などに体当たりしている状況であったため、緊急的に捕獲を実施。					

■ 捕獲できなかった事例

【事例 8：小学校の敷地及び一般住宅に出没したエゾシカ】

捕 獲 等 年 月	平成 22 年 7 月	連絡時間	午前 8 時 30 分 頃	対応時間	6 日間
出 没 場 所（環境）	道央 H 市（小学校校庭）				
出 没 頭 数、性別等	頭 数	3 頭	性別	メス	幼 成 成 1, 幼 2
対 応・協 力 機 関 等	学校：人数不明 市：8 名 警察：6 名				
出 没 個 体 の 状 況・ 対 応 の 概 要	・小学校校庭内やその周辺にエゾシカ 3 頭が再三出没していると通報があり、警察や教育委員会と連携を取りながら周辺パトロールを実施。 ・周辺に一般住宅や国道があり、事故等の危険があることから追い立てず、見守りを実施（警察による車両への注意喚起、学校側から児童、父母への注意喚起）。 ・エゾシカは林の中に入り姿が見えなくなった。				
捕 獲 の 方 法 等					
捕 獲 個 体 の 処 置					
使 用 機 資 材					
捕 獲 上 の 留 意 点	・交通事故などの 2 次災害防止				
そ の 他 特 記 事 項	・無理な追い払いはしない。 ・近隣住民から早く駆除しろとの苦情が出ることも多い				

【事例 9：JR から要請を受けた鉄道林内のエゾシカ捕獲作戦】

捕 獲 等 年 月	平成 23 年 6 月	連絡時間	午前 11 時 30 分 頃	対応時間	7 時間
出 没 場 所（環境）	道央 I 市（鉄道林内）				
出 没 頭 数、性別等	頭 数	1 頭	性別	メス	幼 成 成 獣
対 応・協 力 機 関 等	市：14 名 JR 職員：14 名 その他：10 名				
出 没 個 体 の 状 況・ 対 応 の 概 要	・市民からの通報があり市職員が現地確認。 ・約 40 名で捕獲を試みたが失敗 ・林内から道路等へ出没することはなかったことから、日没とともに捕獲作業を断念した。				
捕 獲 の 方 法 等	① 道路への飛び出しを防止するフェンスを設置 ② 勢子がエゾシカを誘導し、麻酔を使用した吹き矢により捕獲する計画				
捕 獲 個 体 の 処 置					
使 用 機 資 材	フェンス（黒幕）、無線、吹き矢など				
捕 獲 上 の 留 意 点	・密生した林内ではネット等の使用ができないため、追い込み捕獲は困難 ・まとまった緑地帯へ誘導できれば、後は静観する方針とする。				
そ の 他 特 記 事 項					

【事例 10：住宅街を徘徊するエゾシカの休日対応】

捕 獲 等 年 月	平成 23 年 9 月	連絡時間	午前 7 時 30 分 頃	対応時間	5 時間
出 没 場 所（環境）	道央 J 市（市街地中心部の立体駐車場）				
出 没 頭 数、性別等	頭 数	1 頭	性別	メス	幼 成 幼 獣
対 応・協 力 機 関 等	市：10 名 警察：2 名				
出 没 個 体 の 状 況・ 対 応 の 概 要	・住宅街をエゾシカが徘徊しているとの連絡あり、警察とともに現地確認を実施 ・近くの森林へ誘導したが、目標とした森林と別の方向の林地に逃げ込み見失う。 ・1 時間半ほど様子をみたが、動きがなかったため撤収。				
捕 獲 の 方 法 等	① 器具等は使用せず、人手によって誘導した。				
捕 獲 個 体 の 処 置					
使 用 機 資 材	なし				
捕 獲 上 の 留 意 点	・住宅の庭や生活道路を中心に不規則に移動していたことから、誘導は困難であった。 ・休日のため、市民が多く、対応を阻害されることもあった。 ・人員の不足が顕著であった。				
そ の 他 特 記 事 項					

【事例 11：市街地、河川にシカが迷い込んだ事例】

捕 獲 等 年 月	平成 24 年 10 月	連絡時間	午前 8 時頃	対応時間	約 5 時間	
出没場所（環境）	道央 K 市（市街地）					
出没頭数、性別等	頭数	1 頭	性別	オス	幼成	成獣
対応・協力機関等	市及び警察					
出没個体の状況・ 対応の概要	・シカの目撃情報が入り、市職員が現地確認を実施。 ・市・警察で捕獲作業を実施。 ・捕獲作業中にシカが現場から逃走。 ・河川敷にいることを確認し、下流方面へ追い込みを実施。 ・途中で河川敷から出て逃走し、見失う。 ・付近を探索するが発見できず、対応終了とする。					
捕 獲 の 方 法 等						
捕 獲 個 体 の 処 置						
捕 獲 上 の 留 意 点						
使 用 機 資 材						
そ の 他 特 記 事 項						



エゾシカ（オス）



エゾシカ（近景）

4 エゾシカの捕獲等におけるポイント（参考図書等から抜粋・要約）

■追込み、囲込み等の方法

- ◇安易な接近や不要な威嚇はシカを驚かせ事故につながる。
- ◇山林が近い場所であれば、極力追い払う方がシカや人にとって安全。
- ◇追跡時は交通ルールを遵守し、歩行者、他の車両等への安全に気を配る。
- ◇勢子は慌てて走ったり、声を上げたりしない。
- ◇追込み担当同士でのコミュニケーションを図る。
- ◇シカは囲込みの弱い部分を見逃さない。
- ◇追込用のシートに突進してくることがあり、盾を持つ勢子が必ず複数名で押し戻す。
- ◇捕獲者は複数で待ち伏せし、勢子は静かに追込みをする。
- ◇危険を感じたら無理をせずすばやく逃げる。

■麻酔薬による捕獲方法

●麻酔薬による捕獲の特徴等

- ◇吹き矢による麻酔薬の投与は確実性が高くストレスも少なく、容易かつ安価に自作できるが、至近距離の場合に限られ、的中させるには高度な技術と経験が必要。
- ◇麻酔薬の効果は10～15分で現れ始め、最初は頭頸部を下げ、最終的には横臥する。
- ◇皮膚や脂肪の薄いところに注射しなければ効かない場合がある。
- ◇不動化を確認するには、最初に体幹部を棒等で刺激して反応を観察する。
- ◇耳介や鼻先への刺激にも反応がないことを確認してから保定作業を行う。
- ◇麻酔薬の効果が出る時間は個体の興奮状態により長くなるため、興奮が激しくなる前に迅速に麻酔薬を投与すべき。

●麻酔薬による事故防止

- ◇麻酔薬によりエゾシカが横臥しても、安易に近づいたり触れたりしない。
- ◇麻酔薬を誤って人に投与しないよう考えられる全ての予防策を講じる。
 - ①麻酔薬注入用のガス等を注射矢に充填する作業は投与直前に行なう。
 - ②ガス等を充填した注射矢には、使用直前まで針先にカバーを付けておく。
 - ③ガス等を充填した注射矢を不用意に持ち歩かない、衣服のポケットに入れない。
 - ④使用しない場合には直ちに注射矢に充填したガス等を抜く。
- ◇万が一、麻酔薬を人に誤投与した場合の対応
 - ①呼吸の状態を観察しながら（必要であれば人工呼吸）、直ちに医療機関へ搬入する。この時、拮抗薬を投与してはいけない。
 - ③医療機関へは投与した薬品を持参し、塩酸キシラジンや塩酸メデトミジンは「α 2 作動薬」であることを医師に告げる。

■捕獲したエゾシカの保定方法

- ◇網などで捕獲したらすばやく横臥させ、前足と後足を前後に伸ばした状態で四足・肩・腰・頭部を押さえこみ、目隠しをする。
- ◇タイヤチューブやゴムロープ（環状で全長約150cm）で後足を縛り、前足と後足を交差させて四足をまとめて縛る。
- ◇足首を縛って抜けるため、かかと（ひじ・ひざに見えるところ）の上で縛る。
- ◇シカの力を侮らず、特に角と前足・後足の蹴り（特に副蹄）には十分注意する。

■捕獲個体の処理・処分方法

- ◇殺処分の方法は、薬物等による化学的方法や打撃等による気絶と放血等を併用した物理的方法があるが、それぞれ長所短所があるため、選択に当たっては有識者の助言を得るなどして十分な検討が必要である。
- ◇放逐する場合にも攻撃を受ける可能性があり、作業は単独で行なわない。

5 捕獲等に役立つ機資材等（例）

区分	機 資 材	機 能 ・ 用 途
移 動 搬 出	☐ 自転車・小型車両	追跡・監視
	☐ バン・トラック	機資材運搬・捕獲個体移送
	☐ 双眼鏡	監視・搜索
	☐ そり	機資材運搬・捕獲個体移送
通 信 連 絡	☐ 無線器（防災無線・特定小電力無線等）	作業指示伝達
	☐ 携帯電話	関係機関等連絡
追 込 み 囲 込 み 捕 獲 保 定	☐ 盾・コンパネ	追込み・囲込み・防護
	☐ 網・ブルーシート（周囲を隠すため併用）	追込み・囲込み
	☐ サスマタ・竿	追込み・保定・防護
	☐ スネアー・保護補助器・捕獲ワイヤー	捕獲・保定
	☐ ロープ	捕獲・保定
	☐ 箱わな・捕獲ボックス	捕獲・移送
	☐ モッコ（網製）	移送
	☐ ゴムチューブ（自転車タイヤ・荷造り用）	四肢保定
	☐ 目隠し（麻袋・タオル）	安静確保
麻 酔 殺 処 分 (※)	☐ ケタミン・メデトミジン・キシラジン等	不動化・薬殺
	☐ 塩化カリウム・スキサメトニウム塩化物等	薬殺
	☐ 投薬器（注射器・吹き矢）	薬物投与
	☐ 注射補助具・吹き矢用筒	薬物投与
	☐ ハンマー（長柄）	気絶
	☐ 解剖刀・ナイフ	放血
	☐ ビニール袋（大型・厚手）	汚物・死体回収
記 録	☐ 記録用紙・筆記具・腕時計	
	☐ カメラ・ビデオ	
照 明	☐ 携帯型スポットライト・バッテリー	夜間作業・搜索
	☐ 懐中電灯・ヘッドライト	夜間作業・搜索
安 全 確 保	☐ ヘルメット	負傷防止
	☐ 防弾・防刀ベスト	角による負傷防止
	☐ 反射ベスト・反射たすき等	視認向上・身分明示
	☐ 手袋（皮・厚手ビニール等・軍手）	負傷防止
	☐ 手袋（ラテックス）	人獣共通感染症防止
そ の 他	☐ 捕獲許可証・従事者証	
	☐ 危険猟法許可証	
	☐ 腕章	組織・身分明示

※ケタミンについては、「麻薬及び向精神薬取締法」に基づく「麻薬研究者免許」が必要。

また、薬物類の適切な管理及び施用のため、野生動物の専門的知識及び技術を有する獣医師又は研究者との連携又は助言・指導等によることが望ましい。

■防刀ベスト（写真の物は特注品）

○エゾシカの打突等による負傷を防止・軽減するために使用



< 胸側 >



< 背中側 >

- 【仕 様 例】 ■外衣：前開き（ファスナー止め）・ナイロン製
■防刀プレート：炭素珪素コーティングアラミド織物×3層・
アラミドフェルト×1層・4mmウレタン×1層
- 【入 手 先】 防犯・護身用機器取扱店

■盾（写真の物は手製）

○追込み・囲込み、又、打突等による負傷防止のために使用
○のぞき窓に向けて角で突く場合があるので注意



< 表側 >



< 裏側 >

- 【仕 様 例】 ■サイズ 高さ：約1m×幅：約0.7m
■材 質 盾部：コンパネ12mm厚 取手：角材5cm×5cm
- 【入 手 先】 防犯・護身用機器取扱店、又は手製

■ **サスマタ**（写真の物は特注品）
○ 追込み・囲込み・押え込み、又、突撃等の防止に使用



< 全 体 >



< 制圧部 >



< 補助握り部 >

【仕 様 例】 ■ サイズ 全長：約 2.5m 制圧部：約 40cm×30cm
■ 材 質 アルミニウム
【入 手 先】 防犯・護身用機器取扱店

■ **スネアー・保護補助器・捕獲ワイヤー**

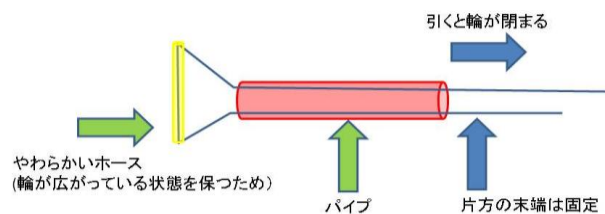
○ 捕獲・保定に使用
○ 足等にワイヤーを引っ掛け、絞り込むことで動きを抑制



< 全 体 >



< 締付け部 >



提供：岐阜大学

< 仕組み >

【仕 様 例】 ■ サイズ 全長：約 1.5m
■ 材 質 支柱：鉄パイプ 締付け部：ワイヤーφ約 5mm
【入 手 先】 動物捕獲器取扱店、又は手製

■注射補助具（手製）

- 一定の距離をおいて麻酔薬等を投与するために使用
- 槍のように突き刺し、押出用管でピストンを押して投薬
- 網に絡んだり、負傷等によって動けなくなった場合に有効



<全 体>



<注射部：組立時>



<注射部：分解時>



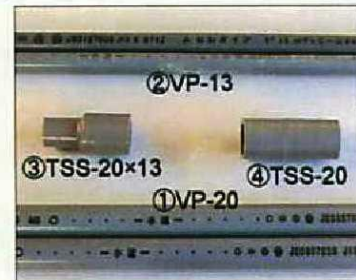
<使用時の様子>

【仕 様】	本体管	■サイズ	長さ：約 1.2m×φ 20mm
		■材 質	塩ビ管
	押出用管	■サイズ	長さ：本体+10cm×φ 13mm
		■材 質	塩ビ管

注射補助具の作り方

材料

塩ビ管 (大) VP-20(①)	価格 220円程度(1m)
(小) VP-13(②)	価格 200円程度(1m)
異径継手 TSS-20×13(③)	価格 70円程度
継手 TSS-20(④)	価格 60円程度
注射器 10ml用 (棒やすり(甲丸))	



作業は継手のやすりがけと注射器のカットののみ、所要時間は約10分！
費用は消耗品の注射器と工具（やすり）を除き1,000円未満！

加工手順1

異径継手の内部の張り出しをやすりで削る



異径継手には内部に張り出しがあり注射器がはめられないので棒やすり（甲丸）のカーブがついている方で削る



左側：当初の状態
内部に張り出し（ストッパー）がある
右側：削った後

加工手順2

注射器の押さえ？の部分を
はさみで約半分に切る



塩ビパイプ（大）の内径に対して押さえの部分の幅が大きいので、パイプの内径に合うように切断

組立手順1

加工した異径継手に加工した注射器をはめ込む
更に、塩ビ管(大)を異径継手にはめ込む



異径ソケットにはめ込んだ注射器は、押さえ？部分のみ塩ビ管（大）に押さえられ固定、ピストンは干渉されない

異径ソケット
(径20mm側)



加工した
押さえ？

注射器

組立手順2

塩ビ管(大)に塩ビ管(小)差し入れる
塩ビ管(小)を押せば、注射器のピストンが連動して押される



②VP-13
押す →

①VP-20

組立手順3

管を延ばす時は継手を使う



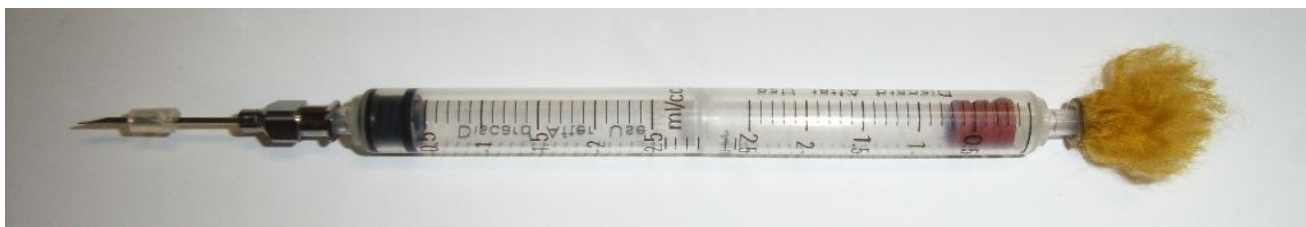
長いものが必要な場合は塩ビパイプ（大）を継ぎ足すが、長さはピストンを押す塩ビパイプ（小）よりも10cm程度短くカットする

■吹き矢・ブローインジェクター（写真は既製品）

- 一定の距離をおいて麻酔薬等を投与するために使用
- シカが動き回り、保定が困難な場合での投薬に有効



<全 体>



<注射矢>

【仕 様】	本 体	■サイズ	全長：2 m（2本継ぎ）・口径：φ 11mm
		■材 質	アルミニウム製
	注射矢筒	■サイズ	長さ：12cm×φ 10.5mm
		■材 質	ポリプロピレン製
	注射矢針	■サイズ	5 元、長さ：25mm×φ 1.2mm
		■材 質	ステンレススチール製
【入 手 先】	動物捕獲器取扱店、又は手製		
【作成・使用方法等】	「ニホンジカ捕獲ハンドブック」等を参考		



■搬送等ボックス 1（写真は特注品）

○捕獲個体の搬送に使用

○方法を工夫することで捕獲にも利用可能



<正面>



<側面>

【仕様】 ■サイズ 幅：約 1.5m（1頭用は約 0.5m）
奥行：約 1.5m
高さ：約 1.2m
■材質 鉄枠・鉄網・コンパネ
■機能 引き上げ式蓋（前後）、吊下金具付き
【入手先】 鉄工所等への特注

【参考：囲いわなの場合の収容方法】

- ① 囲いわなの収容部に追い込んだシカの足にロープをかける。
- ② ロープを引いて捕獲ボックスに引っ張り込む。
- ③ 捕獲ボックスの蓋を閉めて収容する。



■搬送等ボックス 2（写真は手製）

- 捕獲個体の搬送に使用
- 蓋の作業用小窓から殺処分等のための投薬が可能



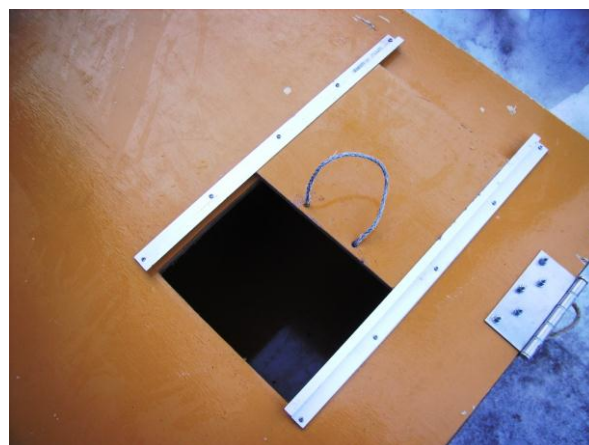
<全 体>



<蓋を開けた様子>



<側面>



<作業用小窓>

【仕 様】	■サイズ	幅：約 0.9m×奥行：約 1.5m×高さ：約 0.6m （小型バンへの搭載可能）
	■材 質	コンパネ：厚 12mm・金具類
	■機 能	上蓋式、簡易防水（尿等による汚損防止）

<参考> 他分野の機資材を用いた捕獲方法の検討

安全で効率的な捕獲や処分の方法を検討するため、防犯用又は家畜用等の異なる分野で使用されている機資材の応用が考えられる。ただし、大型野生動物に対しての使用例が無いため、その効果や安全性等の検証が必要である。

なお、どのような方法でも関係法令の取扱いを確認し、事前の手続きが必要である。

■防犯用ネット発射器

ガス等の圧力によってネットが放射状に飛び出し、犯罪者等に絡みついて動きを止めるもので、近距離（約 3 m）に限られるが、シカの動きを抑えられる可能性がある。防犯機器の製造販売企業から入手が可能。

■家畜電気屠殺器

豚・牛等を短時間に失神・死亡させることが可能とされているが、屋外では発電機等の電源確保が必要となっている。獣医・畜産機器関係機器の製造販売企業から入手が可能。

6 実際の捕獲等作業のために確保が望ましい人材（例）

区 分		役 割	想定される担い手
技術統括		○捕獲方法の立案 ○人員・機資材の配置 ○作業指示 等	■エゾシカの生態・捕獲等精通者 ・専門家・獣医師・動物園職員・狩猟者
技術統括 補 佐		○統括・関係機関との連絡調整 ○技術統括と作業員間の指示・ 情報の相互伝達 等	■調整・交渉能力に長けている者 ■無線機等の取扱精通者 ・市町村等職員 等
記 録		○作業経過記録 ○写真撮影 等	■撮影機材等取扱精通者 ・市町村等職員 等
運 転 手		○追跡、運搬車両等の運転	■地域の地理・道路事情等精通者 ・市町村等職員・狩猟者
勢 子 ・ 保 定		○逸走防止のための囲込み ○捕獲場所等への追込み ○捕獲機材等による保定	■動物の取扱・捕獲等経験者 ・狩猟者・動物園職員 ■保安訓練等経験者 ・警察官・消防署職員
麻 酔	管 理	○麻酔方法の立案・指示 ○麻酔薬の調薬・調合 ○麻酔個体の管理	■麻酔薬等の取扱精通者 ※ケタミンを使用する場合は、麻薬研究者免許所持者 ・獣医師・研究者
	射 手	○麻酔薬の投与	■投薬機材の取扱精通者 ・獣医師・研究者・市町村等職員
保 安		○住民等の避難誘導 ○捕獲等場所への立入規制 ○道路の通行規制 ○建物等の利用規制	■保安訓練等経験者 ・警察官・消防職員・警備員 ■施設等管理者 ・施設所有者・道路管理者
救 護		○負傷者等の応急処置 ○病院等への移送	■救護・医療技術修得者 ・消防職員・医療関係者

7 関係法令＜抜粋＞

■鳥獣保護管理法

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（狩猟鳥獣の捕獲等）

第11条 次に掲げる場合には、第9条第1項の規定にかかわらず、（中略）鳥獣保護区、（中略）休猟区（中略）その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（中略）内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣（中略）の捕獲等を行うことができる。

- 一 （中略）狩猟をするとき。
- 二 （中略）次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。
 - イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等
 - ロ 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等 （以下省略）

（危険猟法の許可）

第37条 第9条第1項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。（以下省略）

(銃猟の制限)

第 38 条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

(住居集合地域等における麻酔銃猟の許可)

第 38 条の 2 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻酔銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る麻酔銃猟が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

二 麻酔銃猟の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。

三 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき。

■ 麻薬及び向精神薬取締法

(免許)

第 3 条 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は厚生労働大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は都道府県知事が、それぞれ麻薬業務所ごとに行う。

2 次に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。

一～八 (省略)

九 麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者

(以下省略)

■ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

(地方公共団体の役割)

第 2 条の 2 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第 4 条第 1 項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（中略）の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害防止計画)

第 4 条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～五 (省略)

五の二 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(以下省略)

(市町村に対する援助)

第 5 条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(都道府県知事に対する要請等)

第7条の2 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画の作成若しくは変更又はその実施その他の当該都道府県の区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第9条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(中略)のうちから、市町村長が任命する者

4 第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

5～7 (省略)

■警察官職務執行法

(避難等の措置)

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす(中略)狂犬、奔馬の類等の出現(中略)等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(立入)

第6条 警察官は、前2条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。(以下省略)

■道路法<関係分抜粋>

(道路の維持又は修繕)

第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(通行の禁止又は制限)

第46条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 (省略)

2 道路監理員(中略)は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

8 参考図書・文献

■市街地における野生動物対策関係

図書・文献名	著者・編集・監修	発行年	発行・出典等
野生動物による市街地等への侵入経路調査および侵入防止策の調査・研究業務報告書	NPO 法人 EnVision 環境保全事務所	H 22 (2010)	札幌市
市街地に出没したイノシシの対策マニュアル	小寺祐二	H 22 (2010)	長崎県農林部農政課

■野生動物捕獲関係

図書・文献名	著者・編集・監修	発行年	発行・出典等
オットセイの捕獲と取り扱い方法	清田雅史・米崎史郎・香山 薫ほか	H 23 (2011)	哺乳類科学 51(1):71-78
ニホンジカ捕獲ハンドブック	梶 光一・高橋裕史	H 18 (2006)	北海道環境科学研究所 センター・(独)森林総合研究所北海道支所
特定外来生物・特定(危険)動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル	(社)日本動物保護管理協会	H 18 (2006)	環境省
ニホンジカの大量捕獲法	高橋裕史	H 17 (2005)	森林防疫 54(2):28-35
食肉目調査にかかわる保定技術	岸本真弓・金子弥生	H 17 (2005)	哺乳類科学 45(2):237-250
罠いワナを用いたニホンジカの大量捕獲	高橋裕史・梶 光一・田中純平ほか	H 16 (2004)	哺乳類科学 44(1):1-15
野外におけるエゾシカ(Cervus nippon yesoensis)の生体捕獲法と科学的不動化法について	大沼 学・高橋裕史・浅野 玄・上野真由美・鈴木正嗣・梶 光一	H 16 (2004)	日本野生動物医学会誌 Vol. 10No1:19-26
食肉目調査にかかわる捕獲技術	金子弥生・岸本真弓	H 16 (2004)	哺乳類科学 44:173-188
ヒグマ対策の手引き	北海道環境生活部環境室 自然環境課野生生物室	H 15 (2003)	北海道
アルパインキャプチャーによるニホンジカの大量捕獲の検討	宇野裕之・梶 光一・鈴木正嗣ほか	H 6 (1996)	哺乳類科学 36(1):25-32
金華山におけるニホンジカの大量捕獲と保定	南 正人・大西信正・高槻成紀ほか	H 4 (1992)	哺乳類科学 32(1):23-30
ニホンジカの大量捕獲方法の検討	梶 光一・小泉 透・坪田敏男・鈴木正嗣	H 3 (1991)	哺乳類科学 30(2):183-190
シカ・カモシカの捕獲法	伊藤健雄・梶 光一・丸山直樹	S 64 (1989)	哺乳類科学 29(1):106-112

■殺処分(倫理・方法)

図書・文献名	著者・編集・監修	発行年	発行・出典等
野生動物の安楽死(安楽殺処分)	浅野 玄	H 22 (2010)	Japanese journal of zoo and wildlife medicine 15(1):5-8
哺乳類標本の取り扱いに関するガイドライン(2009年度改訂版)	日本哺乳類学会 種名・標本委員会	H 21 (2009)	哺乳類科学 49(2):303-319
食肉目調査に関わる動物福祉面の現況調査-野生動物の安楽死の実態と研究調査者に与える影響-	中島理紗子・三輪田祥恵・濱野佐代子・福江佑子・金子弥生	H 20 (2008)	哺乳類科学 48(2):281-291
生態捕獲調査における計測、採材、器具装着及び衛生上の諸注意	浅野 玄・塚田英晴・岸本真弓	H 18 (2006)	哺乳類科学 46(1):111-131
野生動物救護のあり方(野生動物救護対策の現状と活動のあり方等)	(社)日本獣医師会	H 17 (2005)	社団法人 日本獣医師会

■エゾシカ関係普及啓発

図書・文献名	著者・編集・監修	発行年	発行・出典等
リーフレット「エゾシカ出没にご注意ください！」	(NPO) EnVision 環境保全事務所	H23 (2011)	札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課
チラシ「エゾシカとの衝突事故にご注意ください!!」	(一社)日本損害保険協会北海道支部・北海道警察	H27 (2015)	(一社)日本損害保険協会北海道支部・北海道・北海道警察
チラシ「釧路根室管内衝突事故発生マップ」	釧路開発建設部 道路計画課	—	北海道開発局 釧路開発建設部
チラシ「オホーツク管内エゾシカ飛出し衝突注意マップ」	北海道開発局 網走開発建設部	—	北海道開発局 網走開発建設部

＜当該マニュアルにおける用語の定義＞

用 語	定 義
あ アーバンディア	本来の生息適地でない市街地に出没するエゾシカ
か 枯 角(かれつの)	秋から冬の袋角内部が硬くなり外皮が剥げ落ちた状態の角
危険猟法	鳥獣保護管理法により、人身事故防止のため禁止されている捕獲方法 ◇爆発物・劇薬・毒薬・据銃・陥穽(落とし穴)・危険なわなど
許可捕獲	鳥獣保護管理法により、有害駆除、学術研究等の特別な目的のために許可された捕獲
さ 市街地	住宅や商業施設等が密集している地域
狩 猟	鳥獣保護管理法により定められた狩猟期間中に捕獲禁止区域外で法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲
狩猟期間	鳥獣保護管理法により定められた狩猟鳥獣を捕獲できる期間 エゾシカの場合は毎年変更され、地域によって異なるため注意が必要
使用禁止猟法	鳥獣保護管理法により使用又は実施が制限されている捕獲方法 ◇運行中の自動車等からの銃器の使用・直径 12cm 以上のくくりわな・トラバサミ等の使用したシカ等の捕獲・弓矢の使用等
た 鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止特措法により、鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他被害防止を実施するために市町村が設置するもの
は 法定猟具	鳥獣保護管理法により定められた狩猟免許が必要な猟法 ◇銃器：装薬銃・空気銃 ◇網：むそう網・はり網・つき網・なげ網 ◇わな：くくりわな・はこわな・はこおとし・囲いわな
法定猟法	鳥獣保護管理法で定められた法定猟具を用いて鳥獣を捕獲する方法
捕獲禁止区域	鳥獣保護管理法により鳥獣の捕獲が禁止されている区域 ◇鳥獣保護区・休猟区・公道・都市公園、社寺境内、墓地等
副蹄(ふくてい)	ウシやシカ等の蹄の後ろにある小さな蹄
袋角(ふくろづの)	春先から初秋の微毛のある外皮に覆われた柔らかい状態の角
保 定	捕獲したエゾシカを物理的に動けない状態にすること 一般的には動物の動きを制御すること(「ハンドリング」ともいう。)
不動化	麻酔薬によってエゾシカを昏睡状態にして動けなくすること 一般的には、科学的・物理的に動物を動けなくすること
ま もっこ	ロープ等で編んだ正方形の網の四隅を棒で吊るして物を運ぶ道具

協力/ 一般財団法人 前田一步園財団、北泉開発株式会社、国立大学法人 岐阜大学、特定非営利活動法人 Envision 環境保全事務所、学校法人酪農学園 酪農学園大学、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 環境科学研究センター(順不同・敬称略)

アーバンディア対応マニュアル
—市街地に出没したエゾシカへの対応—

平成 24 年（2012） 4 月発行
（平成 27 年（2015）12 月一部改訂）

編 集 / 北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課
発 行 / 北海道

〒060-8588

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-231-4111（内線：24-391）

FAX 011-232-6790